

文部科学大臣 平野 博文 様
経済産業大臣 枝野 幸男 様

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

平成24年4月27日

福島県原子力損害対策協議会

会長	福島県知事	佐藤 雄平
副会長	JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会	
		会長 庄 條 徳 一
副会長	福島県商工会連合会	会長 田 子 正太郎
副会長	福島県市長会	会長 福島市長 瀬 戸 孝 則
副会長	福島県町村会	会長 西郷村長 佐 藤 正 博

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

原子力災害は福島県内全域・全県民に及んでいることから、これまで、「福島県原子力損害対策協議会」は、国及び東京電力に対する幾度にもわたる要望・要求活動等を通し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償が最後まで確実かつ迅速になされるよう強く求めてきたところである。

こうした中、本年3月16日、原子力損害賠償紛争審査会が「中間指針第二次追補」を取りまとめ、避難区域等の見直しに伴う精神的損害や財物の賠償に関する考え方等が示されたが、関係団体や市町村からは、「賠償の対象範囲や算定基準が不明確」、「東京電力の対応に多くを委ね責任放棄」など強い不満の声があがっている。

原子力発電所事故から1年以上が経過した今も16万人を超える福島県民が県内外に避難し、長期にわたり住み慣れた故郷に戻ることができないことによる無常感や焦燥感など様々な感情と闘いながら、将来への大きな不安を抱え、日々厳しい生活を強いられている状況にあって、避難区域等の見直しに伴う損害賠償の「指針」は、住民にとって、これからの生活設計において極めて重要である。

国は、地域の住民や市町村の声を十分に踏まえ、被害者のそれぞれが生活や事業の再建を果たすことができる賠償が迅速かつ円滑になされるよう、明確、具体的な「指針」の作成、東京電力への指導等を行い、国としての責任を最後まで確実に果たすべきである。

よって、200万人福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と下記についての早急な対応を強く要望する。

記

1 全ての損害の「指針」への反映等

- (1) 原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、損害の範囲を幅広く捉え、福島県内全域・全県民・全事業所を対象に被害の実態に見合った十分な賠償が最後まで確実・迅速になされるよう、第三次、第四次の「指針」の策定により、更に具体的かつ明確に示すこと。
- (2) 国は、長期的な視点に立ち、県や各市町村、事業者等の被害の実態や復興再生に関する考え方等を踏まえ、全ての損害について十分な賠償期間を確保するとともに、国の全責任の下で、国が前面に立って、避難・帰還・移住における生活や事業の再建に向けた切れ目のない対策を講ずること。

- (3) 原子力損害の賠償に関する法律に基づき和解の仲介等を行う「原子力損害賠償紛争解決センター」については、多くの申立がなされる中、和解成立が遅延している実態等を踏まえ、被害者の迅速かつ円滑な救済の観点から、申立窓口の県内複数箇所への設置、仲介委員等の増員を図り、組織の体制を強化すること。

2 東京電力に対する指導等

- (1) 国の責任の下で、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを東京電力に改めて深く認識させるとともに、誠意を持って全ての賠償請求を受け付け、速やかに支払いを行い、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行わせること。
- (2) 被害者の円滑な救済に向け、被害者の視点に立った「指針」の柔軟な解釈の下で、個別具体的な事情等を十分に踏まえたきめ細かな損害の類型化を行い、その賠償基準等を早急かつ明確に提示させること。
- (3) 「原子力損害賠償紛争解決センター」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」については、被害者の合意を前提に、東京電力に受け入れる義務を負わせるとともに、被害者から東京電力への直接請求においても、これらを踏まえて対応させ、迅速かつ円滑に賠償を行うよう強く求めること。

3 政府による避難指示等に係る損害

- (1) 避難区域等の見直し等に係る損害（全体）
 - ア 政府による避難区域等の見直し等に係る損害については、それぞれの区域、市町村、住民の置かれている状況や意向を十分に考慮し、住民に大きな混乱や不公平が生じないように配慮しながら、柔軟に対応すること。
 - イ 帰還した住民、新たな土地での生活を希望する住民のそれぞれが生活の再建や事業の再開等を完全に果たすことができるまで、長期的かつ公平な視点に立って、十分な賠償期間を確保すること。
 - ウ 現時点で想定される損害に限定することなく、今後新たに生じることとなった損害についても確実に賠償の対象にすること。

- エ 被害者の早期の生活再建や移転先等におけるコミュニティの維持を含む生活基盤全般の再建を図るには、住民や事業者の意向に沿った東京電力による速やかな賠償はもとより、国が前面に出た責任のある対応が必要であることから、新たな立法措置も視野に入れながら、政策的見地から東京電力と国における救済の役割分担（賠償と補償）を明確に示すこと。
- オ 減収分等に対して支払われる賠償金等の税制上の取扱いについては、被災地域全体における税制の在り方を踏まえながら、被害者救済の視点を十分に反映したものとすること。

(2) 精神的損害

- ア 長期にわたり帰還が困難な住民に対しては、移住や転居等を強いられることを踏まえ、実態を反映した慰謝料的性質の精神的損害の十分な賠償・補償を行い、確実に救済がなされるようにすること。
- イ 避難指示解除までの期間が長期化した場合には、解除までの期間に応じた追加的賠償が確実に行われるようにすること。

(3) 財物価値の喪失又は減少等

- ア 土地や建物の賠償は、家計や事業経営に及ぼす影響が大きく、被害者の将来設計に不可欠であることから、賠償等の全体に係るロードマップを示すとともに、避難指示等区域外の財物を含む損害の具体的な類型化を進め、損害の算定方法等について、早急かつ具体的に示すこと。
- イ いずれの避難指示区域にあっても、それぞれの住民に不公平が生じないようにするとともに、被害者の一人一人が納得する十分な賠償がなされるようにすること。
- ウ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域における不動産については、政府指示により長期の避難を強いられ管理不能な状態になったこと等によりその価値が失われたことから、帰還困難区域に準じた賠償となるようにすること。
- エ 古い家屋や文化財等の指定を受けた建造物等の一般的に市場性を有しない不動産に係る財物の事故発生直前の価値については、居住の実態や文化的価値等を踏まえ、当該財物の客観的価値を超えた十分な評価額となるようにすること。

- オ 動産の賠償については、放射性物質の付着状況等の現状を個別に把握することは著しく困難であることに加え、長期の管理不能により、従来と同様の使用は困難であることから、高額なものや代替性のないものを除き、一括・一定の賠償額とするなど、迅速かつ円滑な被害者救済の観点に立った算定基準を早急に示すこと。
- カ 農地、森林等については、営農等にとって不可欠かつ代替不能な生産要素であることに加え、除染による放射線量の低減には長期間を要するとともに、長期の不耕作等により広範囲に荒廃が進むことから、将来的に生み出される付加価値や営業損害、管理費用等を含む賠償・補償等の考え方を明確に示すこと。
- キ 財物の盗難被害や家畜等に荒らされた被害、地震等による家屋被害が長期の放置により拡大した被害など複合的な要因がある損害についても、長期の避難指示等に伴い管理不能になったことにより財物の価値が喪失・減少したものとして捉え、確実に賠償の対象にすること。

(4) 営業損害

- ア 終期については、事故前の経営状態に完全に回復するまで、十分な期間を確保すること。
- イ 新たな地域において事業を再開・転業する場合については、事業の再開・転業のために必要な設備費用等を確実に賠償の対象にすること。
- ウ 転業・転職や臨時の営業等で新たに得た収益等の損害額からの控除については、その努力を十分に踏まえたものとする
- エ いわゆる「のれん代」やブランド等の喪失に伴う損害についても確実に賠償の対象にすること。

(5) 就労不能等に伴う損害

- ア 終期については、事故前と同じ、または同等の就労を営むことが可能になるまで、十分な期間を確保すること。
- イ 転職や臨時の就労等に伴い生じる資格の取得費用など新たな経済的負担についても、確実に賠償の対象にすること。

ウ 転職や臨時の就労等で新たに得た給与等の損害額からの控除については、その努力を十分に踏まえたものとする。

4 旧緊急時避難準備区域の損害

- (1) 旧緊急時避難準備区域内の滞在者や早期（第1期又は第2期）に帰還した住民についても、避難者と同等の精神的損害の賠償が確実に行われるよう、「原子力損害賠償紛争解決センター」において「総括基準」を策定すること。
- (2) 避難費用及び精神的損害の終期については、平成24年8月末までを目安とするとされているが、上下水道を含むインフラの本格復旧や医療・福祉・商業施設等の操業再開等の生活環境全般における復旧状況を適切に把握し、適時見直しを行っていくこと。
- (3) 旧緊急時避難準備区域における財物については、長期にわたり避難を余儀なくされている実態等を考慮し、当該区域の住民が早期に帰還し、生活再建を果たすことができるようにする観点からも、被害の実態に見合った賠償が行われるよう、具体的な賠償基準を明確に示すこと。

5 自主的避難等に係る損害

- (1) 県内全域における被害の実態に見合った賠償が迅速かつ円滑になされるよう、より明確に「指針」に反映させること。
- (2) 福島県民それぞれの被害の実態を踏まえ、「原子力損害賠償紛争解決センター」において、具体的な個別事例や類型を基準化し「総括基準」として公表するなど、迅速かつ円滑に被害者救済を行うこと。

6 除染等に係る損害

- (1) 県内全域における財物の除染・検査の実施、それに伴う機器の購入等に要する費用を全て賠償の対象とし、迅速に賠償がなされるよう明確な基準を早急に示すこと。